

平成14年度文部科学省委託事業

『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の
改正に向けた調査研究』

報 告 書

財団法人 日本視聴覚教育協会

はじめに

当協会におきましては、平成14年度文部科学省の委託を受け『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』の改正に向けた調査研究』事業を実施いたしました。

ご承知のように、教育メディアが教育・学習方法の改善充実に果たす役割は大きく、そのためには学校教育や社会教育における教職員の教育メディアに関わる資質・能力の向上を図ることは極めて重要であります。このため、文部科学省（当時、文部省）では、国、都道府県及び市町村の各段階において「視聴覚教育研修」が適切、かつ効果的に実施されるよう、昭和48年4月に「視聴覚教育研修カリキュラムの標準」を示しました。

その後、平成4年3月にこれを見直し、「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」（以下「標準」）を定めました。それから約10年の時が経過し、これからの中学校教育及び生涯学習に、従来の視聴覚メディアと最先端の各種視聴覚メディアを有効に活用した教育・学習を展開するためには、現在の状況に沿った研修内容を盛り込むことが必要かつ重要であると考えます。

そこで、現行の「標準」の研修内容について見直し、高度情報化社会に対応した「標準」の改正に向けた調査研究を実施し、その方向性について示すことを目的に、「調査研究委員会」を組織し、現行の「標準」の実施状況や、改正への意向等について、訪問調査ならびに質問紙調査を通じ、実態を把握するとともに詳細な分析を行い、今般その結果を報告書にまとめたものであります。

これらの調査で得られた情報ならびに分析結果は、今後、具体的に『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』の改正』を検討するうえで、貴重な資料となることを確信します。

本調査研究にあたり、ご協力いただいた各施設の関係者各位にお礼を申しあげますとともに、今後、「視聴覚教育メディア研修」の更なる充実をお願いするものであります。

平成15年3月

本委託調査研究委員会
座長 中野照海
(国際基督教大学名誉教授)

調査研究委員

(調査研究委員会)

<座長> 中野 照海 (国際基督教大学名誉教授)

高村 久夫 (流通経済大学客員教授)

平沢 茂 (文教大学教授)

吉田 広毅 (常葉学園大学講師)

松田 實 (全国視聴覚教育連盟事務局長)

井上 貫之 (青森県八戸市視聴覚センター指導主事)

中村 司 (千葉県教育庁学校指導部指導課指導主事)

大浦 哲雄 (愛媛県総合教育センター学習方法研究室長)

(状況調査委員会)

平沢 茂 (文教大学教授)

吉田 広毅 (常葉学園大学講師)

松田 實 (全国視聴覚教育連盟事務局長)

中村 司 (千葉県教育庁学校指導部指導課指導主事)

(順不同)

目 次

はじめに

調査研究委員

目 次

I. 調査研究の概要

1. 調査研究の目的	9
2. 調査研究の方法	9
3. 本調査研究からの提言	12

II. 「視聴覚教育研修とカリキュラム」について

1. 視聴覚教育施策の四本のレール	15
2. 視聴覚教育研修カリキュラムの標準	15
3. 視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準	16

III. 『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」に関する状況調査』

1. 状況調査の概要

1. 訪問調査	19
2. 質問紙調査	20

2. 訪問調査

①富山県映像センター	21
②静岡県総合教育センター	26
③岡山県教育センター	30
④岡山県生涯学習センター	36
⑤金沢市教育研究センター	41
⑥松本市教育文化センター	45
⑦静岡市視聴覚センター	49
⑧加古川市立視聴覚センター	53

3. 質問紙調査

1. 調査の目的	57
2. 調査の方法	57

3. 調査の結果	58
(1)調査対象全体についての分析	59
(2)都道府県・指定都市教育センターについての分析	68
(3)都道府県・指定都市生涯学習センターについての分析	72
(4)都道府県・指定都市視聴覚センター・ライブラリーについての分析	76
(5)市区町村視聴覚センター・ライブラリーについての分析	80
(6)機関別傾向の分析	84

IV. 事例紹介

1. 八戸市視聴覚センター・児童科学館	91
2. 愛媛県総合教育センター	95

V. 本調査研究からの提言

1. 『標準』の必要性	101
2. 「視聴覚教育メディア研修」の用語	101
3. I C T 教育と密接な関連	102
4. 教育メディアに関わる人材の育成	103
5. 『標準』の永続的な改定	103
6. 『標準』の周知の方法の工夫	103
7. 研修実施主体と研修内容別実施との再検討	103
8. 研修内容と方法の再検討	104
9. 大項目の研修項目の維持と、枠内での詳細な研修事項の必要性	104
10. メニュー方式の維持	105
11. 研修項目の大幅な入れ替え	105
12. メディア・リテラシーのための研修の必要性	105
13. 習熟度別研修項目の作成の必要性	106
14. 研修事例の提示	106
15. 『標準』とカリキュラム作成におけるニーズの吟味	106

VI. 資料

資料A 訪問調査項目リスト	109
資料B 質問紙調査票	112
参考資料	122
質問紙調査対象機関	124

I. 調査研究の概要

I 調査研究の概要

1. 調査研究の目的

本調査研究の目的は、従来の『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』(以下、『標準』と略す)の当否を検討し、改正を行うための基礎的資料を収集することである。

従来の『標準』は、まず昭和48年に設定され、平成4年にその改正が行われたが、以来10年以上が経過している。その間、情報社会の進展とともにあって視聴覚教育メディアの状況は著しく変化してきている。従来の『標準』においても、インターネットなどのネットワークに関する研修項目が盛り込まれてはいるが、それでも十分とはいえない状況となっている。

近年のＩＣＴ関連の研修が盛んになるにつれて、従来の『標準』は、その内容と方法に関して、改めて抜本的な見直しが必要となってきた。そこで、『標準』の改正のための最初の作業として、改正の基礎となる資料を収集することとなった。特に本調査研究が目指したのは、①『標準』の活用状況の把握、②新たな『標準』の必要性の有無、及び、③新たな『標準』の内容と方法への示唆を得ることであった。

2. 調査研究の方法

本調査研究は、以下の手続きで行われた。手続きの大要は、**調査研究の作業の手順**（11頁参照）の図に示す通りである。

(1)調査の基本方針の策定（平成14年9月）

従来の『標準』（昭和48年及び平成4年）の設定に関わった委員によって、その経緯、特徴、問題点が報告され、これをめぐって討論が行われた。なかでも、「視聴覚教育メディア」という名称の適切さ、現在進行中のIT教育との関連、学校教育と社会教育の指導者の状況などの問題も議せられた。また、従来の『標準』に直接的に関わる問題として、国・都道府県・市町村などの研修実施主体の区別、対象者別の研修、対象者別の研修内容、メニュー方式、必修・選択方式などが取り上げられ、これらも改めて吟味することとなった。

(2)訪問調査のための質問項目の作成（平成14年10月）

本調査に先立ち、幾つかの関係団体を訪問して、従来の『標準』の活用状況、問題点などを明らかにするために、基本的な質問項目にまとめて、共通の課題を取り出す方法とした。訪問調査で得られた問題点を、本調査の項目に反映させるためである。このような訪

問調査は、本調査のための、いわば予備調査に位置づけられるものである。

訪問調査の項目の大要は、以下に記す事項に関してであった。

「研修の内容と方法（一般）」、「研修の企画・内容の策定」、「予算措置」、「研修の開催回数」、「研修に関わる広報」、「研修のねらい（目標）」、「研修の内容（『標準』案との関係）」、「設備・機材の状況・確保」、「研修担当者、指導者、講師の措置」、「受講者」、「研修の進め方」、「研修の評価」、「次年度以降の研修計画」、「現行のカリキュラム」、「新カリキュラムの策定」を含むものであった。

(3) 訪問調査の実施（平成 14 年 11 月）

訪問調査の対象団体として、これまでの活動状況を勘案して、8団体が選ばれた。それらは、富山県映像センター、静岡県総合教育センター、岡山県教育センター、岡山県生涯学習センター、金沢市教育研究センター、松本市教育文化センター、静岡市視聴覚センター、及び、加古川市立視聴覚センターである。これらセンターは、かならずしも「視聴覚センター」の名称を有するものではないが、最近の約10年間に視聴覚教育関連の活動を行う団体が「教育センター」、「生涯学習センター」、「総合教育センター」などに包括され、視聴覚教育活動がより統合的な「センター」の一部門になっている例が多くなっている。

(4) 訪問調査結果の整理（平成 14 年 11 月）

標準質問項目によって、それぞれのセンターで聞き取り調査を行った。そして、調査結果を整理して、本調査のための質問項目作りの基礎資料とした。幾つかの調査項目では、自由な意見の開陳を求めており、量化できる資料のみならず、質的な資料として、次段階の調査研究の参考とすることことができた。

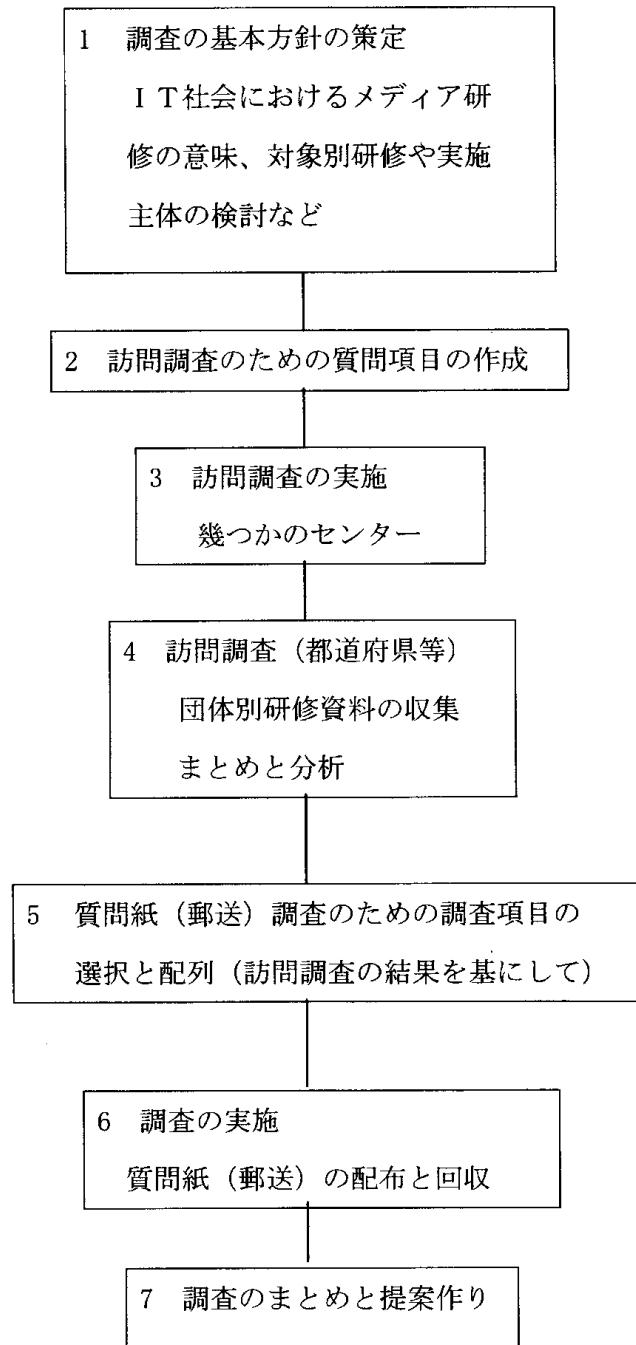
(5) 質問紙（郵送）調査のための調査表の作成（平成 14 年 12 月）

訪問調査の結果を基にして、本調査としての質問紙（郵送）を作成した。本調査は大別して、①視聴覚教育メディア研修に関する各団体の研修実態の把握、②『標準』の活用状況、③研修内容の適切性、④『標準』の改正に向けての研修現場のニーズや問題点に関する項目から構成されている。この段階での調査は、研修内容の詳細、つまり、多様なメディアに関する知識や技能の課題を詰めることよりも、現代のICT教育の枠組みの中で、メディアを中心とする研修の意義と今後の方向に関する課題に焦点を置くこととした。

(6) 調査の実施（平成 14 年 12 月～1 月）

郵送による質問紙調査を行った。調査対象は、(1)都道府県・指定都市教育センター64団体（全数）、(2)都道府県・指定都市生涯学習センター33団体（全数）、(3)都道府県・指

図・調査研究の作業の手順



定都市視聴覚ライブラリー56団体（高校ライブラリーを除く全数）、及び、（4）市区町村視聴覚ライブラリー120団体（10万人以上の住民を対象とし専任職員が1名以上のもの）、総計273団体である。

（7）調査結果のまとめ（平成15年1月）

前記調査対象の273団体うち、188団体から回答が寄せられた。そのうち、回答が不十分で、分析に適さないものを除いた有効回答数は160であった。有効回答率は85.11%であった。それぞれの団体別では、（1）都道府県・指定都市教育センター：40/47（有効回答率85.11%）、（2）都道府県・指定都市生涯学習センター：19/25（76.0%）、（3）都道府県・指定都市視聴覚ライブラリー：23/32（71.88%）、（4）市区町村視聴覚ライブラリー：78/84（92.86%）であった。

調査結果の大要は、『標準』の活用状況はやや低いが、その必要性は高いとしている。そして、新たな『標準』では研修項目の大幅な入れ替えが必要であるが、新たなデジタル技術に関わる研修とともに、従来の視聴覚教育メディアに関わる技術とのバランスのよい研修項目案が望まれるとしている。

3. 本調査研究からの提言

本研究調査を進める過程と、訪問調査と郵送による本調査の結果から、『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』に次のような事項に関して提言を行っている。

①『標準』の必要性、②「視聴覚教育メディア研修」の名称、③ＩＣＴ教育と密接な関連、④教育メディアに関わる人材の育成、⑤『標準』の永続的な改定、⑥『標準』の周知の方法の工夫、⑦研修実施主体と研修内容別実施の再検討、⑧研修内容と方法の再検討、⑨大項目の研修項目の維持と枠内での詳細な研修事項の必要性、⑩メニュー方式の維持、⑪研修項目の大幅な入れ替え、⑫メディア・リテラシーのための研修の必要性、⑬習熟度別研修項目の作成の必要性、⑭研修事例の提示、⑮『標準』とカリキュラム作成におけるニーズの吟味を、挙げて、委員会の意見と調査結果とを記している。

この調査研究は、始めに記したように、『標準』の改定のための基礎的資料を得ることであった。つまり、次の作業のための事前調査にあたるわけである。次の仕事は、『標準』において、研修項目、研修の方法などの具体的課題をまとめることである。

[中野 照海]

II. 「視聴覚教育研修とカリキュラム」について

II 「視聴覚教育研修とカリキュラム」について

1. 視聴覚教育施策の四本のレール

国は、視聴覚教育を振興するためには体系的な条件整備を図る必要があるとし、1970年代に入ると、四つの整備事項を掲げた。第一は、学校教育、社会教育の学習活動にとって必要な視聴覚教材が計画的に制作されること、第二に、制作された教材を指導者・学習者が容易に利用できるように、教材を供給する拠点（視聴覚ライブラリー）が整備されること、第三に、視聴覚教材を利用する学校や社会教育施設に、各種の視聴覚機材が備えられること、第四に、以上のような物的な条件整備に加えて、すべての教育関係者が視聴覚機材・教材を活用し得る能力を持つために、その人的な条件整備を行う視聴覚教育の研修を普及・充実すること、という四本のレールを敷いた。研修カリキュラムは、この第四の整備事項の一環として作成されたものである。

2. 視聴覚教育研修カリキュラムの標準

学校教育、社会教育において、視聴覚的手段の活用をさらに促進するための具体的な方策の検討を行った社会教育審議会教育放送分科会は、7か月の審議を経て、昭和47年6月21日、「視聴覚教育研修カリキュラム標準案について」（報告）をとりまとめた。同報告は、「視聴覚教育の研修はその実施の過程からみて、視聴覚的手段の一般的な操作や利用方法の修得と、これらの技術・知識を教科・領域の指導や学習指導に適用して教育効果を上げる方法の修得とに二大別することができる」としたうえで、「前者は一般的・技術的な要素が多く、段階的な修得が可能であることから、これを中心にした研修カリキュラム」を作成したとしている。

この「報告」は、その後、昭和48年3月12日、社会教育審議会の「視聴覚教育研修カリキュラム標準案について」として文部大臣に建議され、それを受け、文部省社会教育局が「視聴覚教育研修カリキュラムの標準」を作成し、これを当面の視聴覚教育研修の指導方針とするよう、昭和48年4月19日、社会教育局長が都道府県・指定都市教育委員会教育長宛に通知した。

「標準」は、その総則で、①初級・中級・上級の3段階に分けて、研修のねらい、研修時間数、研修すべき事項のめやすを示したこと、②初級は、教員、社会教育施設の職員、民間

有志指導者等が視聴覚機材・教材を扱うのに最小限必要な技術と知識の段階を、中級は、学校の視聴覚教育主任、指導主事、社会教育主事、公民館主事、視聴覚ライブラリーの職員、視聴覚教育研究団体の指導者等で初級者の指導にあたるものに要求される技術と知識の段階を、上級は、指導主事、社会教育主事、視聴覚ライブラリーの職員、視聴覚教育研究団体の指導者で中級者の指導に要求される技術と知識の段階を想定していることなどを述べたあと、機材・教材別、初・中・上級別に研修のねらい、研修時間、研修事項を掲げている。

3. 視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準

前掲「標準」は、研修計画をたてる際には、必要に応じて新たな研修事項を加えるなどの配慮が大切だと述べているが、その後メディア環境が急速に変化する中で、新しい事項を追加する程度の対応では適切な研修を実施することが困難となり、カリキュラムの改正を迫られることになった。そのため、社会教育審議会教育メディア分科会は、ほぼ2年の審議を経て、平成2年6月26日、「視聴覚教育メディア研修カリキュラム標準案について」（報告）をとりまとめ、これを受けて、文部省生涯学習局が「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」を作成し、平成4年3月9日、これを同局長が都道府県・指定都市教育委員会教育長宛に通知した。これによってカリキュラムは、その構成、内容が抜本的に改正されたのである。

改正された主な内容は、①研修の名称をコンピュータ等の新しい機器の動向を含む幅広い研修とするため「視聴覚教育メディア研修」としたこと、②初・中・上級の段階分けを「教育の場で直接応用する立場の者を対象としたコース（研修カリキュラムⅠ）」と「地域の視聴覚教育を推進し、指導する者を対象とした（研修カリキュラムⅡ）」に改めたこと、③市町村は主としてカリキュラムⅠ、都道府県・指定都市は主としてカリキュラムⅡの基礎コース、国は同専門コースを行うとしたこと、④研修事項にコンピュータ、通信システム、データベースなどの新たなメディアを含めたこと、⑤各コースに「総論」の講義を設け、メディアの最新動向やメディア活用の意義などについて研修できるようにしたことなどである。

この新「標準」は、現在でも研修を企画・実施するうえで参考となつてはいるが、作成されてから10年を経過したいま、急激に変化し、また今後も変化し続けるであろうメディア環境に適切に対応し得る、新しい研修カリキュラムが求められるようになっている。本研究会が設けられた所以もここにある。

[高村 久夫]